

「計画段階環境配慮書」の縦覧について

1. 「計画段階環境配慮書」の縦覧

(1) 縦覧期間

平成26年5月16日（金）から平成26年6月16日（月）まで（土日は除く）

(2) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 縦覧場所

【広野地点】

- ①福島県庁 生活環境部環境共生課 [福島市杉妻町2-16 西庁舎8階]
- ②広野町役場 環境防災課 [広野町大字下北迫字苗代替35]
- ③楡葉町 いわき出張所 [いわき市中央台飯野3-3-1 いわき明星大学 大学会館内]

【勿来地点】

- ①福島県庁 生活環境部環境共生課 [福島市杉妻町2-16 西庁舎8階]
- ②いわき市役所 本庁舎 1階市民ロビー [いわき市平字梅本21]
- ③いわき市 勿来支所庁舎 1階エントランス [いわき市錦町大島1]

2. インターネットによる公表

配慮書は当社ホームページにおいてもご覧いただけます。

【広野地点】

掲載URL：<http://www.tepco.co.jp/csr/hirono/index-j.html>

【勿来地点】

掲載URL：<http://www.tepco.co.jp/csr/nakoso/index-j.html>

3. 意見の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙等にご記入のうえ、備え付けの意見箱に投函していただくか、郵送により意見をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

- ①意見書の提出の対象である計画段階環境配慮書の名称
※備え付けの意見書には記載されています
- ②意見書を提出する方の住所及び氏名
※個人の方は現在お住まいの住所を、法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を記載してください
- ③計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からのご意見
※ご意見は日本語により意見の理由を含めて記載してください

(2) 意見書の提出

6月16日(月)の縦覧時間内までに縦覧場所に備え付けの意見箱に投函していただくか、郵送により平成26年6月16日必着でお寄せください。

(3) 郵送いただく場合の意見書の提出先

〒100-8560 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社 環境部 福島環境調査グループ 宛

(4) お問い合わせ先

東京電力株式会社 環境部 福島環境調査グループ
電話(代表): 03-6373-1111 (土日を除く、午前9時から午後5時まで)

以 上